

氏名	森 克己
学位の種類	博士（体育学）
学位記番号	第 3 8 号
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位授与年月日	令和 7 年 3 月 2 4 日
学位論文題目	イギリスのスポーツ分野における子ども保護制度に関する研究
論文審査委員	主査 山田 理恵 副査 小澤 雄二 副査 井福 裕俊 副査 内田 良

論 文 概 要

青少年のスポーツにおいて指導者による体罰や虐待が発生している問題への対応は、日本だけの問題ではなく、国際的にも特に 1990 年代頃から議論されるようになった。近代スポーツ発祥の国であるイギリスでも、2001 年に全国子ども虐待防止協会（National Society for the Prevention of Cruelty to Children, 以下 NSPCC と略）内に専門機関であるスポーツにおける子ども保護局（Child Protection in Sport Unit, 以下 CPSU と略）が設置され、スポーツにおける子どもへの虐待防止の制度（Child Protection, 以下 CP と略）が整備されてきた。CPSU 発足以前は、イギリスのスポーツ界でも関心が低かったが、CPSU を中心として、CP の制度が整備され、2010 年にユニセフが公刊した先進国におけるスポーツにおける暴力防止の報告書においては、イギリスはスポーツにおける子どもへの暴力防止について世界で最も先進的な国であると評価されている。

以上のことを前提として、本研究では、スポーツ分野における指導者等による子どもへの虐待防止に関して先進的な制度を備えているイギリスの現状や課題を考察することにより、体育・スポーツ分野での体罰・虐待防止の体制を整備するための示唆を得ることを目的とした。

イギリスの CP 制度は、CPSU とコーチングの全国団体である UK Coaching（前 Sports Coach UK）が連携し、スポーツ分野において、指導者による子どもへの虐待・ハラスメントを防止するだけでなく、スポーツ団体のガバナンス、子どもへのコーチングの在り方、親による子どものスポーツへの関わり方、子どもが所属するスポーツ団体の運営の在り方、あらゆるスポーツ種目横断的な指導者資格とも関わった、子どものスポーツ活動全般に関わる制度として構築されているところに意義と特徴がある。そのため、UK Coaching は、指導者が 3 年ごとに受講することが義務付けられている子ども保護ワークショップを実施するだけでなく、子どもに対するコーチングの研修において、子ども中心のコーチングを

実践するための方法を教授している。これに対し、日本では、指導者による体罰、虐待、ハラスメントの問題は、コンプライアンスの問題として取り扱われているが、イギリスでは、それにとどまらず、子どものスポーツ活動全体に関わる問題として把握されている。また、子どもと関わる不適切な大人を排除する DBS の制度については、日本版 DBS 制度が導入されることになったが、イギリスでは DBS 制度は CP の制度の一つとして構成されており、初犯の指導者は DBS の網にかからないため、特効薬ではないと評価されている。

近年、IOC は国連と連携し、国連の UNGP の趣旨をスポーツにおける人権保障において実現する取組をしており、セーフガーディングの制度を整えることは、国際スポーツ界の共通の潮流となっている。ところが、日本においては、スポーツ指導者による体罰・虐待が指導者と指導を受ける者との上下関係など日本独自のスポーツ環境から発生するとの間違った認識が幅を利かせ、国際的なスポーツ界の動向を直視せず、遅々としてセーフガーディングの制度構築が進んでいない状況にある。

本研究で考察したように、従来日本独自の人間関係から発生するとされてきた指導者による体罰・虐待は、世界共通の指導する者と指導される者との権力関係から発生するものであるとの認識に立つならば、国際的なスポーツ界の動向に迅速に対応することが求められる。また、オリンピックに出場するような国際レベルの競技者は、生まれつき競技力が高かったわけではなく、青少年期の自己研鑽や指導者による指導に基づいた日々のトレーニングにより、競技力が向上し、国際レベルの競技力を身に付けるのである。このことを踏まえると、今後日本の体育・スポーツ界の次代を担う選手を育成するためには、子ども期に指導者から暴力を受けることなく、楽しくスポーツに従事できる環境を整える必要がある。イギリスではパブリックスクールでスポーツが盛んに行われ、スポーツは青少年の人格形成に貢献するものと捉えられてきたため、スポーツ界における指導者による子どもへの虐待に目を向けてこなかったが、1990 年代以降、指導者による子どもへの虐待が社会問題化し、専門機関の設立やガイドラインの整備が行われてきた。日本でもスポーツは青少年の人格形成に資するものであると評価されてきた点で、イギリスの状況と類似しているところがある。また、近年 IOC は国連と連携し、子どものセーフガーディングの体制を整備する実践的な取組を始めている。日本においても、早急に専門機関の設立やガイドラインの整備など CP の制度を整える必要がある。

本研究の成果に基づき、日本における子どものセーフガーディングの整備について、子どものスポーツ活動全般の在り方の見直し、指導者を含めた研修制度の改善、更には虐待の被害者の救済制度の構築など具体的な提言内容について引き続き考察することを今後の課題とする。

論文審査の要旨

本論文は、子どもアスリート保護に関する世界最先端のシステムと評価されているイギリスの **Child Protection** 制度に着目し、文献収集、インタビュー調査等を通して、同制度の実態とその意義を分析するとともに、日本におけるアスリート保護制度の構築に向けた課題について考察したものである。

本論文の各章は、森氏がこれまで継続して取り組み蓄積してきた研究成果に基づいて構成されている。本論文で扱ったテーマは、虐待、体罰、ハラスメントからいかにしてアスリートを保護するかという、今日のスポーツ界の重要課題の解明に一石を投じるタイムリーなものであり、スポーツ倫理、スポーツ政策、スポーツ法研究に新知見をもたらすものと位置づけられる。

なお、曖昧な叙述や具体的な説明を要する箇所への加筆・修正、文章の重複箇所および体裁の整備が求められ、適宜加筆・修正がなされた。

以上のような審査過程を経て、本論文は博士（体育学）の学位論文として合格のレベルに達していると判断された。